

収入金額の算定方法

【はじめに 所得証明書とは】

本奨学金は原則「平成 29 年度所得証明書（平成 28 年収入内訳記載）」を使って収入・所得の計算を行います。以下の事項に注意すること。

- ①所得証明書は概ね5月中旬から6月中旬の期間に発行できます。自治体によって発行時期は異なりますので、奨学金の締切に間に合うように、4月中に、発行時期や発行方法を自治体に確認し、家族と連携して出願準備を行ってください。
- ②2017年1月1日時点で住所のあった自治体で発行されます。
- ③記載内容は、2016年（平成28年）の給与・年金の「収入（税引前の支払額）」と「所得（各種所得控除後の所得）」や、営業・農業・不動産・株等の「収入（税引前の支払額）」と「所得（各種所得控除後の所得）」です。
- ④収入・所得が少ない場合は「非課税証明書」という名称になる場合があります。その他、「市町村民税・県民税課税証明書」「特別区税・都民税課税証明書」という名称の場合もあり、これらも所得証明書です。
- ⑤税務署発行の「納税証明書」や「特別徴収税額決定通知書」は所得証明書ではありません。

【算定方法の原則】

平成 29 年度所得証明書（平成 28 年収入内訳記載）を用い父母の収入・所得を合算し、収入金額の算定を行う。なお、算定の詳細は以下とおりとする。

※以下、「収入（税引前の支払額）」と「所得（各種所得控除後の所得）」で言葉を使い分けていますので注意してください。

※母子父子家庭の者は、生計を一にする者の分のみを提出すること。

※父母ともにいない場合は、出願前にご相談ください。

【算定方法の詳細 学部学生】

- （1）自営業所得として算入するものは、「営業所得」「農業所得」「不動産所得」とし、「株などの所得」は算入しない。
- （2）同一人物に、給与・年金収入と自営業所得の双方が有る場合、給与・年金収入額に、自営業所得額を加え、給与・年金収入者の基準で判定する。
- （3）父母で、①給与・年金収入者と、②自営業所得者に分かれる場合は、「②自営業所得者の所得額」を「①給与・年金収入者の収入額」に加え、給与・年金収入者の基準で判定する。
- （4）過去1年以内に発生した家計急変により、所得証明書記載の収入状況が実態と乖離している場合については、所得証明書に加え、以下に例示した証明書類を提出することで家計算定において現状を考慮する。

事由	提出する証明書
失職	解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等 (離職年月日と失業事実が確認できるもの)
破産・倒産	破産手続開始決定の通知書、廃業証明書等 (民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの)
病気	診断書、治療計画書等 (病気による就業困難が確認できるもの)

※提出書類に関して不明点がある場合には、事前に奨学金担当に確認すること。

- (5) 収入・所得が少ないため、「非課税証明書」となり、「①「所得0円」の表示はあるが「収入0円」の表示がない」「②収入内訳も所得内訳も「****」や空白などで省略されている」という場合は、さらに、本学所定の申告書に、平成28年の収入・所得を記入し、提出すること。
- (6) 海外在住のため、所得証明書が発行できない場合は、平成28年分会社発行の年収証明書（公印必要）を提出すること。なお、年収証明書が英語以外の外国語で発行される場合には、日本語訳を添付すること。

【算定方法の詳細 大学院学生】

- (1) 学生本人が定職（有期雇用であっても、その収入で生計を立てている場合を含む）に就いている場合は、学生本人の収入について算定方法の詳細【学部学生】の基準に照らして審査を行う。定職に就いていない場合は、父母の収入について算定方法の詳細【学部学生】の基準に照らして審査を行う。なお、学生本人の配偶者の収入は問わない。

【算定方法の詳細 在留資格「留学」の学生（学部・大学院共通）】

収入基準「給与・年金収入者401万～800万円」に該当するものとみなす。